

<参考資料>

1. 本資金調達の際について

当社は、2022年12月に、当社の前身である株式会社スーツ（現社名：株式会社プティパン）が長年の中小企業等に対する経営支援で培った経営ノウハウを形式知化しシステム化したプロダクト開発・運用を行う経営支援クラウド事業を営む会社として、新設分割して設立されました。

2023年4月には、スモールキャップ（営業利益で4億円以下、売上高50億円以下程度の中小企業）及びマイクロキャップ（営業利益で1億円以下）の企業を投資対象とするプライベート・エクイティ・ファンドを運営するマラ톤キャピタルと、中小企業の事業承継と経営課題の解決という社会課題の解決に向けて資本業務提携を行いました。

その後、当社は、2023年9月に、スーツアップの α 版のサービスを開始し、2024年4月には β 版にバージョンアップをいたしました。スーツアップは、チームでかんたん、毎日続けられるプロジェクト・タスク管理ツールです。表計算ソフトのような操作で、チームの業務を「見える化」して、タスクの抜け漏れや期限遅れを防ぎます。

そして、今般、更なるスーツアップのシステム開発と営業拡大のために本資金調達を実施いたしました。

2. 当社の事業展開と本資金調達背景となる「日本の労働生産性」について

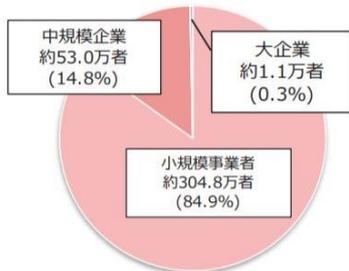
時間当たり労働生産性 上位10カ国の変遷							
	1970年	1980年	1990年	2000年	2010年	2020年	2022年
1	スイス	スイス	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ルクセンブルク	アイルランド	アイルランド
2	ルクセンブルク	ルクセンブルク	ドイツ	ノルウェー	ノルウェー	ルクセンブルク	ノルウェー
3	米国	オランダ	オランダ	ベルギー	米国	ベルギー	ルクセンブルク
4	スウェーデン	スウェーデン	ベルギー	オランダ	アイルランド	ノルウェー	デンマーク
5	カナダ	米国	スイス	スウェーデン	ベルギー	デンマーク	ベルギー
6	オランダ	ベルギー	米国	米国	デンマーク	フランス	スイス
7	オーストラリア	ドイツ	スウェーデン	フランス	スウェーデン	オーストリア	スウェーデン
8	ベルギー	アイスランド	フランス	スイス	オランダ	スウェーデン	オーストリア
9	イタリア	カナダ	ノルウェー	ドイツ	スイス	スイス	米国
10	デンマーク	イタリア	イタリア	デンマーク	フランス	米国	アイスランド
-	日本 (19位)	日本 (20位)	日本 (20位)	日本 (21位)	日本 (20位)	日本 (27位)	日本 (30位)

(資料) 2023年12月8日時点でOECD等が公表していたデータに基づいて日本生産性本部作成。日本のGDPは、内閣府が12月8日公表の年次推計を反映している。1991年以前のドイツは西ドイツを指すことに留意されたい。
 ※現在のOECD加盟国は2021年5月のコスタリカの加盟で38カ国になったことから、各種比較も38カ国を対象としている。
 ※OECDは、加盟国のGDPや購買力平価レートなど各種データを随時過去に遡及して改定している。そのため、日本の労働生産性水準及び順位が昨年度報告書の記載と異なっている。
 ※円換算値は購買力平価レート(2022年:1\$=97.57円)を用いているが、端数処理の関係で左記レートで求めた値と末尾が一致しないことがある。

公益財団法人日本生産性本部が発表している2023年12月22日付「労働生産性の国際比較2023」によれば、日本の労働生産性は、OECD加盟諸国の38か国のうち30位です。1970年から2010年ぐらいまでは20位ぐらいに位置していましたが、この10年で10位もランクダウンしています。また、OECD平均の65.2ドルと比較して12.9ドルほど下回り、米国の58.24%、ドイツの59.97%、フランスの62.33%、英国の71.35%しか、日本の労働生産性はありません。

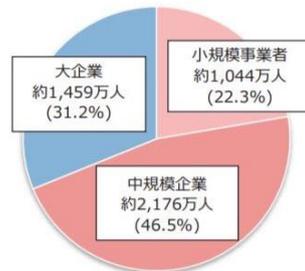
企業数(2016年)

中小企業は全企業の99.7%



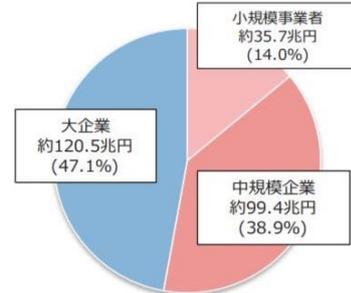
従業者数(2016年)

中小企業の従業者は全体の約70%



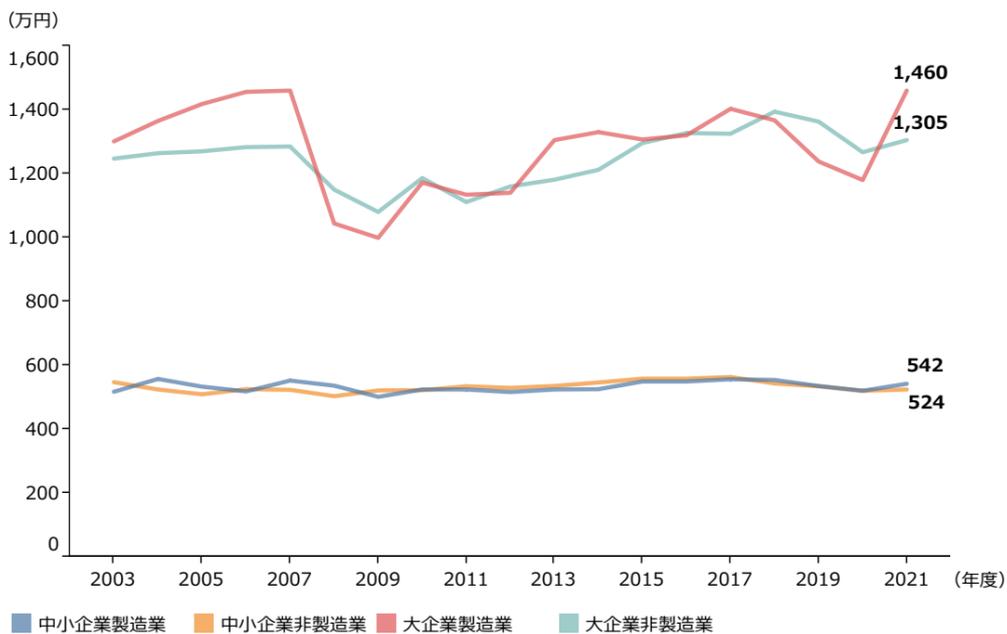
付加価値額(2015年)

中小企業の付加価値は全体の約53%



中小企業庁の2021年版「中小企業白書 小規模企業白書」のグラフによれば、日本の中小企業数は全体の99.7%を占め、従業員数で見ると中小企業で働く人は全体の約7割となっています。それにも関わらず、付加価値額が53%しか創出できていません。

第1-3-15図 企業規模別に見た、従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の推移



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2.平成18年度調査以前は付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

中小企業庁の2023年版「中小企業白書」のグラフによれば、大企業は一人当たりの付加価値額が1,300万円を超えているのに対して、中小企業では大企業の半額以下となる付加価値額は550万円にも満たない数字です。